

○やまと広域環境衛生事務組合公平委員会設置条例

(平成23年3月1日条例第4号)

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 公平委員会の運営について必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。